

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

1 (7) メンタルヘルスやハラスメントの相談機能強化について

連合大阪や大阪府総合労働事務所、大阪労働局に寄せられる労働相談において、相談件数は減少傾向にあるが、近年「職場のいじめ・嫌がらせ」に関するハラスメント相談が増加している。また、職場におけるメンタルヘルスの問題も増加していることから、早期発見にむけた啓発活動と相談機能を強化するとともに、大阪労働局と連携し、マニュアル・ガイドライン等による啓発活動を強化すること。

（回答）

増加傾向にある職場のいじめ・ハラスメント及び職場のメンタルヘルスの問題に対応するため、府総合労働事務所における労働相談において、自主的な問題解決を支援することを目的に、法的知識の付与や情報の提供、問題解決に向けた具体的なアドバイスを行っているところです。また、総合労働事務所の「調整」と労働委員会での「あっせん」による個別労使紛争解決支援制度で、解決の支援を行っています。

平成 24 年度からは、国の地域自殺対策緊急強化基金を活用して、職場において心の健康に不安を感じている労働者、従業員心の健康問題に関わる企業の使用者及び人事労務担当者に対して、精神科医、臨床心理士、産業カウンセラーが相談に応じる「メンタルヘルス専門相談」を実施しています。

さらに、平成 25 年度から、市町村等と連携して職場のハラスメントをはじめとした労働相談会などを行う「労働情報発信ステーション事業」を実施しています。

啓発については、中小企業におけるメンタルヘルス対策を進めるための「中小企業のためのメンタルヘルス・ガイドブック」を作成し、養成研修会やセミナー等で配布しています。また、「働く人、雇う人のためのハンドブック」においてメンタルヘルスケアについて、「職場のハラスメント防止・対応ハンドブック」において職場のハラスメントの法的な問題、労働者・企業の対策などについて、周知啓発を行っています。これらの啓発冊子は、府のホームページにも掲載しています。

また、平成 22 年度より、大阪精神科診療所協会、地域産業保健センター等の共催により、地域自殺対策緊急強化基金を活用して、企業・団体等の人事労務担当者などのメンタルヘルス担当者等を対象に、ストレス及びメンタルヘルスケアに関する基礎知識、メンタルヘルス不調への気づきと対応、職場復帰支援と関係者の連携などを内容とする「事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修会」を実施しています。加えて、地域労働ネットワークと連携して、職場のメンタルヘルスやハラスメントに関するセミナーも実施しています。

今後とも、労働者のメンタルヘルスや職場のハラスメントについて、適切に対応してまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労政課